

大和高田市農業委員会会議録

1. 開催日時 令和4年10月5日（水）午後3時00分～午後3時30分
2. 開催場所 大和高田市役所 5階会議室6
3. 出席委員 農業委員12名、推進委員4名

農業委員	氏 名	農業委員	氏 名	推進委員	氏 名
1	西川 達也	8	弓場 一郎	1	安井 進
2	小川 隆興	9	藤岡 秀信	2	鬼頭 淳悟
3	前田 全計	10	奥本 正嗣	3	松村 謙三
4	欠席	11	本郷 保則	4	米田 博明
5	吉井己容子	12	吉岡 重治		
6	梅田 昌宏	13	中江 彰		
7	上田美加子				

4. 欠席委員 （1名） 4番 鶴山委員

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議事案件

議第1号 農地法第4条規定による申請の件

議第2号 農地法第5条規定による申請の件

議第3号 その他

1) 生産緑地に係る主たる従事者に関する証明の件

2) 買受適格証明について

3) 専決処分の報告について

報告第1号 農地一時転用願いの件

報告第2号 公共転用の通知の件

6. 農業委員会事務局職員

事務局 村岡司朗 農地係長 松村高宏

7. 会議の概要

議 長 それでは、定刻になりましたので、ただ今から10月の定例委員会を開催致します。
 本日は、委員12名出席で、定数は満たされておりますので、総会が成立することを報告致します。推進委員さんは、4名（全員）出席いただいております。
 （会長あいさつ）

議 長 それでは、議事日程、第1、議事録署名委員の指名についてお諮り致します。
 私から指名させて頂くことに異議などございませんか。
 （異議なしの声有り）

議 長 ご異議ないようですので、本日の議事録署名委員に5番、吉井委員さんと6番、梅田副会長のお二人を指名致します。

続いて議事日程、第2、会議書記の指名には、事務局の村岡局長と松村係長を指名しますので、よろしくお願い致します。

議 長 それでは、ただ今から議事日程、第3、議事に入ります。

事務局 まず、議案第1号を議題と致します。事務局から説明をお願いします。

案第1号、農地法第4条規定による申請の件について説明致します。

本件は、市街化調整区域内の自己農地を農地以外の目的に使用するための転用申請でございます。

番号1番、申請地、大字市場344番1（田）現況（畑）231㎡、

申請人は、表記のとおりです。転用目的は、露天駐車場にするための転用でございます。場所は、農地部会現地調査順序表第2番目、高田西中学校より■■へ約100mのところですか。申請に伴う書類等は具備致しております。

番号2番、申請地、大字市場616番1（田）855㎡、

申請人は、表記のとおりです。転用目的は、露天資材置場にするための転用でございます。場所は、農地部会現地調査順序表第1番目、高田西中学校より■■へ約50mのところですか。申請に伴う書類等は具備致しております。

以上、議案第1号につきましては、2件の申請でございます。

議 長 ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、続いて農地部会で現地調査に基づき審議して頂いておりますので、農地部会長よりその審議結果について報告をお願いします。

部会長 それでは農地部会の審議内容を報告させていただきます。

1番の■■さんの露天駐車場への転用の申請であります。申請地の現況は、休耕されています。周囲の状況は、北側は水路、南側と西側は道路、東側は畑です。車の進入のため、スロープ部分を約50cm程度、土砂の流出がないように勾配をつけ盛り土されます。汚水の発生はなく、雨水は、自然浸透で北側の既設水路から排水されます。周囲への被害はないものと思われま。隣接農地の方や、市場水利組合からの同意は得ています。農地部会としては妥当な申請であろうという審議結果でした。

続いて2番の■■さんの露天資材置場への転用申請ですが、申請地の現況は、休耕されています。周囲の状況は、南側、西側、東側は農地、北側は道路です。北側道路と同じ高さになるよう約40cm隣地農地に土砂流出の無いよう盛り土されます。汚水の発生はなく、雨水は、自然浸透で北側の既設水路から排水されます。周囲への被害はないものと思われま。隣接農地の方や、市場水利組合からの同意は得ています。農地部会としては妥当な申請であろうという審議結果でした。

以上、報告させていただきます。ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 ただ今、農地部会長より説明のあったとおりですが、続いて、農地法に基づく農地転用許可基準による検討事項について、事務局から説明をお願いします。

事務局 番号1の農地区分につきましては、水管やガス管の埋設された4m以上の道路に面し、第3種農地と判断致します。

まず、資力及び信用につきましては、必要な資金は自己資金でまかなう計画で、金融機関の通帳の写しが添付されており、転用の目的を達成する資金として適当であると判断致します。

次に、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性の点につきましては、許可後より着手し約1ヶ月で完成ということですので、事業計画内容からして確実と考えま。また、計画面積につきましては、利用計画図からして適当な面積であると判断致

します。

番号2の農地区分につきましては、水管やガス管の埋設された4m以上の道路に面し、第3種農地と判断致します。

まず、資力及び信用につきましては、必要な資金は自己資金でまかなう計画で、金融機関の通帳の写しが添付されており、転用の目的を達成する資金として適当であると判断致します。

次に、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性の点につきましては、許可後より着手し、約2ヶ月で完成ということですので事業計画内容からして確実と考えます。また、計画面積につきましては、利用計画図からして妥当な面積であると判断致します。以上、ご審議よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、農地部会長並びに事務局からの説明が終わりましたが、議案第1号について何かご意見、ご質問のある方は挙手でお願い致します。

議 長 ご質問等がないようですので、採決致します。議案第1号、農地法第4条規定による申請の件について、賛成の方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第1号については、県へ送付することに決定致します。続いて、議案第2号を議題と致します。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第2号、農地法第5条規定による申請の件について説明致します。

本件は、市街化調整区域の農地を売買により所有権移転にて、農地以外の目的に使用するための転用申請でございます。

番号1番、申請地、大字池田428番1(田)975㎡、譲受人、譲渡人は表記のとおりです。売買による所有権の移転により、露天資材置場にするための転用申請でございます。場所は、調査順序表第3番目、高田西中学校より■■■に約300mのところでございます。

なお、申請に伴う書類等は具備致しております。

番号2番、申請地、大字藤森83番1(田)900㎡、譲受人、譲渡人は表記のとおりです。売買による所有権の移転により、露天駐車場にするための転用申請でございます。場所は、調査順序表第4番目、救護施設青垣園の■■■隣でございます。

なお、申請に伴う書類等は具備致しております。

以上、議第2号につきましては、2件の申請で、申請に伴う書類等は具備致しております。

議 長 ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、続いて農地部会で現地調査に基づき審議して頂いておりますので、農地部会長よりその審議結果について報告を願います。

部会長 それでは農地部会より審議内容の報告をさせていただきます。

1番、池田の露天資材置場への転用の申請であります。申請地の現況は、現在水稻を作付されています。周囲の状況は、北側、西側は道路、南側、東側は農地です。進入部分を約80cm地上げしスロープにして勾配をつけ、全体を約50cm盛り土する計画で、周囲にコンクリートブロックを新設し、土砂の流出がないように造成されます。汚水の発生はなく、雨水は、自然浸透で北側の既設水路に排水されます。

隣接農地の方や池田水利組合からの同意は得ています。

周囲への被害はないものと思われ、妥当な申請であろうとの審議結果でした。

2番、藤森の露天駐車場への転用の申請ですが、申請地の現況は、現在水稻を作付されています。周囲の状況は、北側は、申請者の施設、南側は申請者の駐車場西側は道路、東側は譲渡人の農地です。

約30cm地上げし、農地に隣接する部分は勾配をつけ、土砂の流出がないように造成されます。汚水の発生はなく、雨水は、自然浸透で西側の既設水路に排水されます。隣接農地の方や藤森水利組合からの同意は得ています。周囲への被害はないものと思われ、妥当な申請であろうとの審議結果でした。

以上報告させていただきます。

議長 ただ今、農地部会長より説明のあったとおりですが、続いて事務局から、農地法に基づく農地転用許可基準による検討事項について説明をお願いします

事務局 それでは説明させていただきます。

番号1番の農地区分につきましては、水管、ガス管の埋設された4m以上の道路に面し、第3種農地に該当致します。資力及び信用につきましては、必要な資金は自己資金でまかなう計画で、金融機関の通帳の写しが添付されており、転用の目的を達成する資金として適当であると判断致します。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、許可後すぐに着工し、約1ヶ月で完成予定されており、事業計画内容からして、確実と考えます。また、計画面積につきましては、利用計画図からして妥当な面積であると考えます。

次に、番号2番の農地区分につきましては、水管、ガス管の埋設された4m以上の道路に面し、第3種農地に該当致します。資力及び信用につきましては、必要な資金は自己資金でまかなう計画で、金融機関の残高証明書が添付されており、転用の目的を達成する資金として適当であると判断致します。次に、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、許可後すぐに着工し、約2ヶ月で完成予定されており、事業計画内容からして、確実と考えます。また、計画面積につきましては、利用計画図からして妥当な面積であると考えます。

以上、報告させていただきます。ご審議よろしくお願い致します。

議長 ただ今、農地部会長並びに事務局からの説明が終わりましたが、この議案第2号について何かご意見、ご質問などある方は挙手でお願い致します。

(なしの声有り)

議長 ご意見、ご質問などがないようですので、採決致します。

議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手でお願い致します。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第2号は県へ送付することに決定致します。続いて議案第3号を議題と致します。

事務局より説明願います。

事務局 議案第3号、その他の1番、生産緑地に係る農業の主たる従事者に関する証明の件について説明致します。本件は、事務処理規定に基づきまして、生産緑地法における農業の主たる従事者の証明の願い出をされています。これは、市の都市計画課に申請

されます生産緑地の買取り申出申請の書類の一部として、この証明書の添付が必要になるものでございます。

番号1番、買取申出地、大字市場755番758番合併1、(田)現況(畑)383㎡、申出者と買取申し出事由の生じた者は、表記のとおりです。申出事由は、死亡のためでございます。なお、申請書類等は、具備致しております。

本件の農業の主たる従事者の確認をするにあたりまして、あらかじめ事務局で証明に伴う調査書により、令和4年9月26日に事実確認調査を致しております。本件の調査確認と致しまして、本人が農地基本台帳に登録されていること、また買取り申出農地を、現地調査により農地として耕作されていること、あるいは耕作出来る状況であること、さらに地元農家支部長さんへの照会により、以前は本人が農地の管理をしていたことなどについて、確認を致しております。

以上の審査の結果、記載内容どおり、生産緑地法第10条に基づく農業の主たる従事者であるとの判断を致しております。ご決定を頂きますと、申出者に証明書を交付するものでございます。ご審議よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局より説明のあったとおりですが、この件について何かご意見、ご質問等のある方は挙手をお願い致します。

議 長 ご質問等ありませんか。ないようですので採決致します。それでは、議案第3号、その他の1番、生産緑地に係る農業の主たる従事者に関する証明の件について、原案のとおり証明することに賛成の方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第3号、その他の1番については、事務局処理に決定致します。次に、議案第3号、その他の2番について議題と致します。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第3号、その他の2番、買受適格証明について説明させていただきます。本件は、農地の公売に参加するための資格を証明するものであります。

今回、公売される農地は、大字松塚244番2(田)現況(畑)490㎡、大字松塚247番1(田)113㎡、大字松塚247番6(田)93㎡申請人は、表記の通りです。耕作面積は、3660㎡で、下限面積は満たしております。その他、申請書類等は具備しております。

以上、その他2番の案件につきましては、1件の証明願い出であります。

続きまして、今回の証明は、農地法第3条許可での公売参加のためのものとなりますので、申請に伴います農地法第3条第2項の検討結果についてご説明させていただきます。

今回取得する農地についても現在の所有農地と同様に耕作を行い、現在の農作業従事状況からして、今後も農業に常時従事すると認められ、下限面積も満たしておりますし、地域との調和要件も変わりなく耕作されますので、農地法第3条第2項各号すべて該当しないため、許可要件を満たすと考えます。

ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、公売農地に対して買受適格証明書を発行する場合は、その農地性について農地部会においてご審議いただくことになっておりますので、農地部会長より審議結果の報告をお願いいたします。

- 部会長 それでは報告させていただきます。農地部会での現地調査は今回行っておりませんが、地元の上田委員さんや事務局も事前に確認していただき、水稻を作付けされておりましたので、農地として適切に使用されていると認められ、3条の申請地としては妥当なものであろうとの審議結果でした。以上報告させていただきます。
- 議 長 事務局並びに農地部会長より説明ありましたが、この件につきまして何かご意見ご質問等ありませんか。異義ございませんか。
- (異議なしの声)
- 議 長 異議なしとのことですので、ご承認いただいたものとして委員会処理に決定いたします。
- なお、今回の当該買受適格証明書の交付を受けた者が、市の発行した買受申出人証する書面（売却決定通知書）の写しを添付し、当該第3条の許可申請書の提出があった場合、その後の事務処理の迅速化を図るため、その旨の報告は、後日の委員会にてさせていただきますが、専決処理にて第3条の許可書を発行してさしつかえございませんか。
- (異議なしの声)
- 議 長 異議なしとのことですので、ご承認いただいたものとして処理いたします。
- 次に、議案第3号、その他の3番、報告第1号を議題と致します。事務局より説明願います。
- 事務局 議案第3号、その他の3番、専決処分の報告について、報告第1号、農地一時転用願いの件について説明致します。
- 番号1番、届出地、大字曾大根137番1の一部（田）2936㎡の内300㎡、願出人、農地所有者、につきましては表記のとおりです。市の下水道工事のための資材置き場として一時利用されるもので、使用期間は、令和4年9月26日から令和5年5月31日までの約8ヶ月間です。
- 以上、農地一時転用願いにつきましては、1件の通知でございます。
- 議 長 報告第1号、農地一時転用願いの件につきましては、ただ今の事務局からの説明をもちまして、委員の皆様への報告とさせていただきます。
- 次に報告第2号を議題と致します。それでは事務局からの説明をお願いします。
- 事務局 議案第3号その他3番、専決処分の報告について報告第2号、公共転用の通知の件について説明致します。
- 農地法施行規則第53条第5号において、地方公共団体が当該市町村の区域内にある農地を、道路、河川、水路、その他施設等（施行規則25条第1号から第3号までにかかげる施設）の用に供するためのものは許可不要でございますが、農業委員会に通知としてお知らせ頂いているものでございます。
- 番号1番、転用届出地、大字大谷521番2（畑）4.23㎡、
- 譲渡人は、表記のとおりです。転用目的は、大和高田市が道路に転用するためでございます。以上、公共転用の通知につきましては1件の通知でございます。
- 議 長 報告第2号、公共転用の通知の件については、ただ今の事務局からの説明をもちまして、委員の皆様への報告とさせていただきます。
- 議案審議につきましては、以上でございますが、その他何かございませんか。
- 議 長 ないようですので、これで10月の定例委員会を終了いたします。
- 委員の皆様方、大変ご苦労様でした。

議事録は、農業委員会等に関する法律第33条により作成し、大和高田市農業委員会会議規則第8条の規定によりここに署名する。

議 長 弓 場 一 郎 印

署名委員 吉 井 己容子 印

署名委員 梅 田 昌 宏 印